

環境の保全に関する協定
に係る基本方針（案）

平成 21 年 8 月 28 日

千 葉 県

環境の保全に関する協定に係る基本方針（案）

昭和43年11月に、東京電力㈱をはじめとして、東京湾臨海地域の主要工場と「公害の防止に関する協定」（基本協定）を締結することにより、公害を防止し地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ってきたところである。

基本協定を受けて、具体的な排出基準等を定めた「公害の防止に関する細目協定」（細目協定）は5年の期間を定めて締結しており、現在の細目協定の期限は平成22年3月31日となっている。

この細目協定の改定を機に、近年の環境問題の動向を踏まえ、基本協定についても、地球環境の保全を目的に追加するとともに企業における環境管理の徹底や環境保全に係る住民周知を盛り込むなどの見直しを行うこととする。

また、名称についても「環境の保全に関する協定」として新たに協定を締結する。

なお、大気汚染、水質汚濁等については、「環境の保全に関する細目協定」として具体的な排出基準等を定め、環境保全対策を適切かつ十分に実施することとする。

1 基本的な考え方

(1) 協定の目標

健全で恵み豊かな環境を維持し、持続的に発展する社会の実現に向け、環境保全を推進する。

(2) 対象工場

現行の52社61工場を原則とする。

(3) 協定期間

平成22年4月1日からとする（終了期間は定義なし）。

2 基本協定の内容

(1) 総則（目的）

事業者が率先して環境保全活動を行い、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、ひいては地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(2) 環境保全対策

大気汚染，水質の汚濁等の公害の未然防止に努めるとともに，廃棄物の排出抑制・適正処理，化学物質による環境リスクの低減，地球環境の保全に努める。

(3) 環境管理の徹底

環境管理体制の整備・維持向上を行うとともに，公害防止施設等の改善による環境負荷低減に努める。

(4) 細目協定，年間計画書，生産施設等の事前協議

別途，県市と締結する細目協定及び毎年提出する年間計画書の内容を遵守するとともに，生産施設等の新增設時等には事前協議を行う。

(5) 公害発生時等の措置

公害発生時には必要な措置及び報告を行い，改善が十分でない場合は操業の短縮等を行う。

また，重大な事故発生時には応急措置及び報告を行い，事故の拡大及び再発防止のための県市の指示に従う。

(6) 立入調査等，違反時の措置及び損害賠償

県市は，必要に応じて報告を求め，立入調査を行ない，違反時の改善措置の指示をすることができ，事業者が被害の補償を行なう場合はあっせんを行う。

(7) 関連企業等

関連企業及び下請企業に対する指導・監督による公害の発生防止に努める。

(8) 環境保全活動の推進及び住民への周知

環境保全活動を推進するとともに，結果等の住民への周知に努める。

(9) その他

協定の運用について，疑義を生じたときは県市及び事業者が協議のうえ定める。